森林公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

#### 岩手県条例第54号

森林公園条例の一部を改正する条例

森林公園条例(昭和55年岩手県条例第26号)の一部を次のように改正する。 改正前

# 別表第2(第6条関係)

- 1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合
  - (1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム

区分	単 位	利用料金の上限額
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	1,900円
森林ふれあい学習館ミーティングル ーム	[略]	1,000円

### (2) キャンプ場

単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
1 目までごとにテン		テント 1日までごと
ト1張につき	600円	に1張につき 600円

#### 「略]

2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合

区分	単 位	利用料金の上限額
物品の販売、募金その他これらに類す	[略]	500円
る行為		00011
業として行う写真の撮影	[略]	200円
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	4,500円

## 別表第2(第6条関係)

- 1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合
- (1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム

改正後

区分	単 位	利用料金の上限額
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	1,960円
森林ふれあい学習館ミーティングル ーム	[略]	1,030円

## (2) キャンプ場

単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
1日までごとにテン	620III	テント 1日までごと
ト1張につき	620円	に1張につき <u>620円</u>

#### 「略]

2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	利用料金の上限額
物品の販売、募金その他これらに類す	[略]	520 III
る行為		520円
業として行う写真の撮影	[略]	210円
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	4,630円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。